

○直方市学校規模適正化基本計画検討委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、直方市附属機関設置条例（平成28年直方市条例第30号）第4条の規定に基づき、直方市学校規模適正化基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所管事務)

第2条 委員会は、直方市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、市立学校の規模適正化に関する基本的な計画に関し、次に掲げる事項について調査及び審議し、教育委員会に報告する。

- (1) 直方市の目指す学校規模について検討すること。
- (2) 多面的な実態把握を行い、直方市の学校規模適正化に向けた課題を明らかにすること。
- (3) 前号の課題に対する改善の方法を検討すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、12人以内とし次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 直方市立学校の関係者
- (3) 幼児教育に関して識見を有する者
- (4) 地域の実情に識見を有する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(任期等)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する事務が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、委員会の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係人に資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、学校規模適正化担当課において処理する。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。